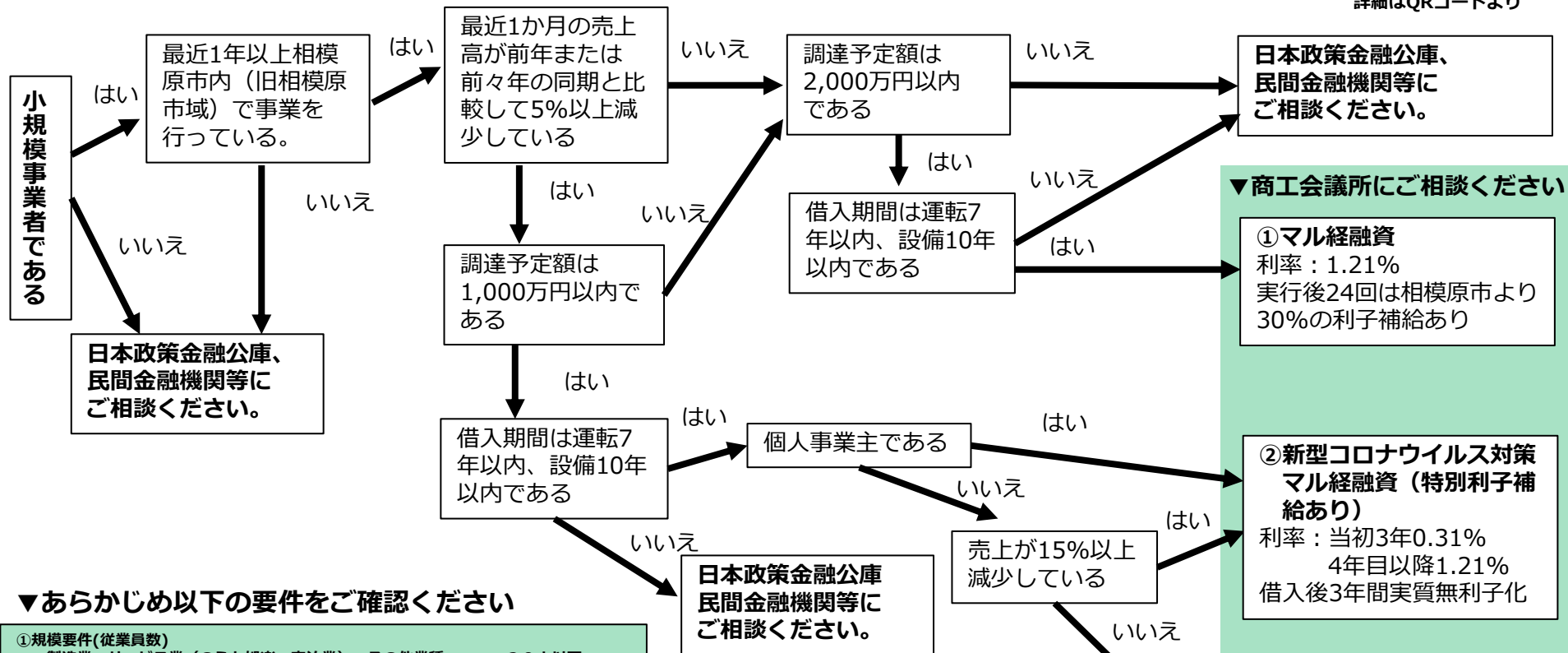


マル経融資（小規模事業者経営改善資金）

ご利用可能資金フローチャート



詳細はQRコードより



▼あらかじめ以下の要件をご確認ください

- ①規模要件(従業員数)
 - 製造業、サービス業（のうち娯楽・宿泊業）、その他業種・・・20人以下
 - 商業、サービス業（娯楽・宿泊業以外）・・・5人以下
 法人企業の役員、個人事業者の家族従業員、パート・アルバイトは除きます。
- ②指導要件
原則、相模原商工会議所の経営指導を6ヶ月以上受けていること。
- ③営業年数・地域要件
最近1年以上、相模原市内（旧相模原市域）で事業を行っていること。
- ④業種要件
日本政策金融公庫の融資対象業種であること。
- ⑤納税要件
所得税・法人税・事業税・市県民税等、納期の到来している税金を完納していること。
- ⑥許認可要件
許認可を必要とする業種はその許認可を受けていること。

- ### ▼商工会議所にご相談ください
- ①マル経融資
利率：1.21%
実行後24回は相模原市より30%の利子補給あり
 - ②新型コロナウイルス対策マル経融資（特別利子補給あり）
利率：当初3年0.31%
4年目以降1.21%
借入後3年間実質無利子化
 - ③新型コロナウイルス対策マル経融資（特別利子補給なし）
利率：当初3年0.31%
4年目以降1.21%

※上記利率は2020年8月3日現在の利率となります